

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉法施行条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

(1) 第138条の9第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(2) 第138条の9第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が相当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市の放課後児童健全育成事業所に置くべき放課後児童支援員の資格要件の拡大等を行うため、本案を提出する。